



下水道使用料などについて検討する第3回委員会

# 上下水道料金等検討委員会の 審議経過を公表します

## ●第2回委員会

### 汚水処理原価の予測

第2回委員会は、9月30日(月)に開催され、事務局から下水道料金設定の基本原則や料金設定の基礎となる

上下水道料金等検討委員会からお知らせします。  
当委員会では、上下水道料金および受益者負担金の決定経過の透明性を確保するため、第1回委員会の公表（広報めいわ8月号掲載）に引き続き、次のとおり審議経過の概要を公表します。

汚水処理原価等についての説明がありました。

また、事務局より供用開始から35年間の汚水処理原価（1立方メートルの汚水を処理するために必要な費用）の予測が示されました。

委員会では、事務局から示された汚水処理原価が算定されるまでの各予測値等について検討し、妥当な数値であると認め、次回の委員会から具体的な料金設定の審議を行うことを決定しました。

なお、町から示された汚水処理原価は、表1のとおりです。  
受益者負担金については、これに関する国の通達や最近の動向、考え方等について事務局より説明がありました。

また、国の通達や最近の動向に基づき試算した受益者負担金の額が表2のとおり示されました。

なお、次回の委員会で具体的な受益者負担金額の審議を行うことを決定し、委員会を閉会しました。

表 - 1 汚水処理原価

ケース	供用開始から5年間	供用開始から10年間	供用開始から20年間	供用開始から35年間
汚水処理原価	483円/m <sup>3</sup>	381円/m <sup>3</sup>	306円/m <sup>3</sup>	263円/m <sup>3</sup>

施設の建設当初は、算定期間が短くなるほど汚水処理原価が高くなります。

表 - 2 受益者負担金の試算

項目	総事業費の				末端管渠整備費相当額
	1/5	1/3	5%	10%	
受益者負担金	801千円	1,336千円	200千円	401千円	547千円
負担率の根拠	国の通達		統計的な数値		研究会提言

受益者負担金の試算は、公共ます1基あたりの金額です。

研究会（下水道財政研究委員会）提言後は、国の通達に代わりこの負担率を根拠とする自治体が全国的に増加しています。

表 - 4 受益者負担金(案)

項目	総事業費の5%	末端管渠整備費相当額の1/2
受益者負担金(公共ます1基あたり)	200千円	273千円

受益者負担金(案)は、上記の2案が示されました。

表 - 3 料金体系(案)

(単位：円)

料金表		料金体系(案)					
基本料金(10m <sup>3</sup> あたり)	超過料金(1m <sup>3</sup> あたり)	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,200
10m <sup>3</sup> 以下							
10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下		170	175	180	185	190	160
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下		180	185	190	195	200	180
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下		190	195	200	205	210	200
100m <sup>3</sup> を超えるもの		200	205	210	215	220	220

料金体系(案)は、上記のからまでの6案が示されました。

## ●第3回委員会

### 下水道使用料案を提示

第3回委員会は、11月15日(金)に開催しました。  
事務局から下水道使用料について

の具体的な料金体系案が表3のとおり示されたほか、受益者負担金についても具体的な金額の案が表4のとおり示されました。  
委員会では、事務局から示された案を検討し、次回の委員会で答申案の検討を行うこととしました。